

長江デルタ地域と中国地方の地域統合： 政治経済学的分析*

森 田 憲
陳 雲

はじめに

われわれは先に、アジアの統合をヨーロッパの統合と比較し、ヨーロッパとの大きな相違はその「内向性」にあること、「経路依存」からの脱却が（文化や慣習の大きな相違によって）難しいこと、その「現状」は域内諸国間の直接投資をつうじて捕捉できること、そして新しい制度設計には国家利益に対する「観念の転換」の定着が必要であること等を述べたことがある（Chen, Yun and K. Morita (2008)、森田憲・陳雲（2008））。

国と国との統合もまた地域と地域との統合もそうした意味での「内向性」、「経路依存」、「直接投資」等をつうじて捉えられることに変わりはない。

本稿は、中国の長江デルタ地域と日本の中国地方との地域間の経済的連携あるいは統合¹⁾の現状を捉え、問題点ならびに対応策について考えてみようとするものである。

経済的な統合あるいは連携には、さまざまな段階が存在するし、またその捉え方にもさまざまな手法があり得ることはいうまでもない。本稿では、「内向性」あるいは「経路依存」からの脱却如何を実際に捉えることができるのは、多くの場合（文化や慣習の相違の調整を否応なく迫られる）直接

投資をとおしてであるように思われること、とりわけ中小規模企業の進出に際して、調整が成功裏に行なわれるか否かを判断することがきわめて重要であると考えられることから、「直接投資」²⁾をとおして分析することを試みる。

以下、本稿は次のような構成ですすめられる。まず第1節「背景」で、中国および（長江デルタ地域の中心である）上海経済について概観し、そして中国の開発モデルの特徴（権威主義開発体制）について簡単に述べる。そして第2節「現状」で、日本の対中国直接投資の現状の捕捉につとめ、かつ同様の「枠組み」に照らして日本の中国地方の対中国直接投資の現状の理解につとめることとする。第3節「分析」では、そうした第1節、第2節で明らかとなった事実を、「小宮仮説」ならびに「ローズフィールド仮説」にもとづいて分析することを試みる。そして最後に、簡単に要約が述べられる。

1. 背 景

1-1. 中国経済および中国の対内直接投資

はじめに、本稿の分析の背景として、中国経済、長江デルタおよび上海の経済ならびにその対内直接投資の現状について概観し、次節以降の主張の背景となる中国の開発モデルの特徴について述べてみることにする。

中国経済の、2000年から2006年における、主要

1) 「統合」の意味は、いうまでもなく必ずしも EU のような制度的に整備された枠組みを示しているわけではない。当然ユーロのような単一通貨を想定しているわけでもなく、また「シェンゲン条約」のような条約締結をつうじて、ヒトの自由な往来を認めるというわけでもない。現状ではむしろ東アジアについて表現される「事実上の統合」に近い関係を想定している。そして、そうした事情から、本稿では「統合」と「連携」という言葉と同じ意味で用いることとする。

2) 本稿では、「直接投資」と「企業進出」という言葉と同じ意味で用いることにする。

表1 中国主要経済指標

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
実質 GDP 成長率 (%)	8	7.5	8.3	10.0	10.1	10.4	10.7
物価上昇率 (CPI, %)	0.4	0.7	-0.8	1.2	3.9	1.8	1.5
失業率 (%)	3.1	3.6	4	4.3	4.2	4.2	4.1
国際収支 (百万米ドル)	20,519	17,405	35,421	45,875	68,659	160,818	249,866
対外債務 (百万米ドル)	145,730	170,110	171,360	193,634	228,600	281,050	322,988
外貨準備 (百万米ドル)	165,574	212,165	286,407	403,251	614,500	821,514	1,066,340
財政赤字 (対 GDP 比)	2.79	2.58	3.0	2.5	1.53	1.64	1.02

出所：『中国統計年鑑』（各年版）より作成。

経済指標は表1のとおりである。中国経済の実績は、したがって、非常に良好であり、実質 GDP 成長率は高く、物価上昇率は低く、失業率（都市部での登録済失業者による失業率）は高くはなく、外貨準備は非常に大きな水準にある。また財政赤字の対 GDP 比率は3%を下回るという水準である。

（ただし、所得格差が中国の体制移行と発展に伴って発生した重要な問題であることは、ほぼつ

ねに、指摘されている。また、2008年半ば以降、物価上昇率の急速な増加ならびに株式市場・不動産市場の価格低下が—「中国バブルの崩壊」として—注目されている。

1990年代後半に中国への対内直接投資は多少の停滞を迎えるが、それは主として中国政府による対内直接投資規制によるものである（表2）。実際、1990年代初頭以来、中国の産業政策によって中国の対内直接投資は影響を受けてきている。また、中国への対内直接投資本国をみると、表3のような構造であり、その時系列に大きな変動は認められない。香港の占める中国の対内直接投資の比率はおおむね30%に減少しているが、依然として圧倒的に大きな比率を占めていることに変わりはない。ASEAN 10カ国における華人財閥の勢力を加味すると、いわゆる華人ネットワークが中国の対内直接投資の50%近くを占めていることになる。

中国の対内直接投資の地域間分布は次のとおりである。

沿海部において活発な活動が観察される地域経済圏としては、環渤海地域、長江デルタ地域、そして華南地域があげられる。それら各地域における対内直接投資の受入状況をみると、1998年以降、環渤海地域と華南地域の比率が相対的に低下し、長江デルタ地域への著しい対内直接投資の流入が観察される。すなわち、三大地域の比率は1998年にはほぼ同じ水準に並んだが、2003年には、大きな格差が認められる。2003年の長江デルタ地域は中国全土の45.9%の対内直接投資を受け入れているのである（表4）。

中国経済は改革開放政策以後高い成長率を記録

表2 中国対内直接投資（フロー）

年	投資額 (百万米ドル)
1992	11,156
1993	27,515
1994	33,787
1995	35,849
1996	40,800
1997	44,236
1998	43,751
1999	40,319
2000	40,772
2001	46,846
2002	52,700
2003	53,505
2004	60,630
2005	60,320
2006	69,468

出所：UNCTAD, *World Investment Report*, annual, 『中国統計年鑑』（各年版）より作成。

表3 対中国直接投資における主要投資本国（フロー、実行ベース）（％）

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
香港・マカオ・台湾	47.8	44.6	42.7	42.3	40.2	37.4	34.3	36.5
香港・マカオ	41.3	38.9	36.3	34.8	33.9	32.2	30.7	33.1
台湾	6.4	5.6	6.4	7.5	6.3	5.1	3.6	3.4
韓国	3.2	3.7	4.6	5.2	8.4	10.3	8.6	6.2
ASEAN 10カ国	8.2	7	6.4	6.2	5.5	5	5.1	5.3
シンガポール	6.6	5.3	4.6	4.4	3.8	3.3	3.7	3.6
マレーシア	0.6	0.5	0.6	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6
タイ	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2
フィリピン	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2
インドネシア	0.3	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1	0.2
日本	7.4	7.2	9.3	7.9	9.4	9	10.8	7.3
米国	10.5	10.8	9.5	10.3	7.8	6.5	5.1	4.5
英領バージン諸島	6.6	9.4	10.8	11.6	10.8	11.1	15.0	17.8
ケイマン諸島	0.9	1.5	2.3	2.2	1.6	3.4	3.2	3.3
欧州	11.9	11.7	9.6	7.7	8	7.9	9.4	9.1
合計	100	100	100	100	100	100	100	100

出所：『中国統計年鑑』（各年版）、ジェトロ上海センター資料より作成。

表4 中国の地域別対内直接投資受入比率の推移（％）

	1995	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
環渤海地域	19.21	28.8	25.9	29.4	23.8	22.3	25.7	27.8	20.46	20.26
北京	2.86	7.9	4.3	5.7	3.9	3.3	5.2	4.1	4.14	4.08
天津	4.02	5.9	3.9	5.7	3	2.5	2.7	3.6	3.88	4.02
河北	1.45	2.4	2.2	1.9	1.2	1.4	1.5	1.3	1.50	1.45
遼寧	3.77	8.4	8	8	6	6.3	5.6	5.6	5.57	5.53
山東	7.11	4.2	7.5	8.1	9.7	8.7	10.8	13.2	5.37	5.18
長江デルタ地域	24.71	29.3	30.4	32.3	39.7	42.7	45.9	42.1	38.82	39.56
上海	7.65	11.2	10	10.2	10.7	10.8	9.3	7.6	13.71	13.21
江蘇	13.73	14.5	15.7	18	21.8	23.7	25.9	25.1	18.15	18.99
浙江	3.33	3.5	4.7	4	7.2	8.1	10.7	9.4	6.96	7.36
華南地域	42.42	28.7	28.6	27	24.5	24	16.2	17	21.37	20.15
広東	27.14	17.6	13.3	18.5	16.2	18.4	11.7	12.6	19.74	18.41
福建	10.7	9.6	11.8	7.2	7.2	4.7	3.7	3.5	5.15	5.14
海南	2.81	0.3	1.9	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.63	0.69
広西	1.78	1.2	1.6	1.1	0.8	0.6	0.6	0.7	1.00	1.05
その他（中西部）	13.66	13.2	15.1	11.3	12	11.1	14.6	13	19.36	20.03
全国合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注：1995年は「外資直接投資とその他」を包括するが、「対外借款」は含まない。

出所：『中国統計年鑑』（各年版）、ジェトロ上海センター資料より作成。

してきたが、とりわけ1990年以降の長江デルタ地域（上海市、江蘇省、浙江省）の成長は急速である。中国全体のマクロ経済に占める長江デルタ地域の比率は、したがって、年々大きくなっている。対内直接投資が長江デルタ地域に著しく集中している背景には、当該地域全体が示す（投資受入に際しての）優位性が存在しているといつてよい。（したがって、以下にみるように、日本企業の多くの進出が長江デルタ地域に集まり、また日本の地方自治体事務所の多くが上海に設置されている）。次節では、長江デルタ地域とりわけ上海にもう少し焦点をあててみることにしよう。

1-2. 上海および長江デルタ地域経済

1-2-(1). 中国経済における上海の位置づけ
1992年以降、上海の GDP 成長率は15年連続で

2桁を記録している。2006年の上海市工業総生産額に占める先端技術製品生産額の比率は24.4%（対前年比16.3%増）であり、同年の対内直接投資（実行ベース）は71.07億米ドル（対前年比3.8%増）である。そして、この間の上海の GDP 成長率は、中国全体の GDP 成長率を上回っている（表5）。

表6は中国経済における上海の位置づけ（2006年）についてみたものである。

上海の面積は全国の0.06%、人口は1.4%しかないが、GDPは全国の4.9%、社会消費財小売総額は4.4%、外資実行額は11.3%、貿易総額（輸出入）は24.4%をそれぞれ占めている。

1-2-(2). 上海と長江デルタ周辺都市の競争関係

表7は、2006年の長江デルタ地域各省および各

表5 上海と中国全体の経済成長率（1996年-2006年）（%）

	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06
上海市の成長率	13.0	12.7	10.1	10.2	10.8	10.2	10.9	11.8	13.6	11.1	12.0
中国全体の成長率	9.6	9.3	7.8	7.6	8.4	8.3	9.1	10.0	10.1	10.4	10.7

出所：『中国統計年鑑』（2007年版）、『上海統計年鑑』（2007年版）。

表6 中国全体における上海の位置づけ（2006年）

項目	中国全体	上海市	比率等
面積（km ² ）	960万	6,340.5	0.06%
人口（万人）	13億1,448	1,815	1.4%
GDP（億元）	20兆9,407	1兆0,261	4.9%
第1次産業（億元）	2兆4,700	93.81	0.4%
第2次産業（億元）	10兆2,004	4,997.81	4.9%
第3次産業（億元）	8兆2,703	5,205.35	6.3%
一人当たりGDP（元）	15,973	57,310	約3.6倍
社会固定資産投資額（億元）	10兆9,870	3,925.09	3.6%
社会消費財小売総額（億元）	7兆6,410	3,360.41	4.4%
外資投資契約件数（件）	41,485	4,061	9.9%
外資実行額（億米ドル）	630.21	71.07	11.3%
貿易総額（億米ドル）	17,607	4,287.54	24.4%
輸出額（億米ドル）	9,691	2,665.65	27.5%
輸入額（億米ドル）	7,916	1,621.89	20.5%

出所：『国民経済与社会發展統計公報』（2006年版）、『上海市国民経済与社会發展統計公報』（2006年版）。

表7 長江デルタ地域各省・各市のマクロ経済指標（2006年）

	全 国	上海市	江蘇省	蘇州市	無錫市	浙江省	寧波市
成長率 (%)	10.7	12.0	14.9	15.5	15.3	13.6	13.4
国内総生産 GDP (億元)	209,407	10,296.97	21,548.36	4,820.26	3,300	15,649	2,864.5
第2次産業	102,004	4,997.81	12,186.46	3,154.50	1,968.7	8,438	1,575.9
第3次産業	82,703	5,205.35	7,817.00	1,574.22	1,280	6,288	1,149.1
1人当たり GDP (元)	15,973	57,310	28,685	—	57,709	31,684	51,285
人口 (万人)	131,448	1,815.0	7,549.5	615.55	584.17	4,980	560.4

出所：各省統計年鑑（2007年版）。

市の経済指標である。総人口約7,500万人の江蘇省のGDP成長率が非常に高く、14.9%に達した。浙江省の人口は約5,000万人、1人当たりGDPは江蘇省の28,685元より高く、31,684元である。上海の1人当たりGDPは57,310元で、無錫市とほぼ同じ水準にあり、寧波市もまた50,000元台に達した。

また長江デルタ地域には、多くの国家・省級の開発区が存在する。上海市に15箇所、蘇州市に6箇所、無錫市に3箇所、杭州市に3箇所である。また、省以下の下部行政区域にも多数の開発区が設立されている。

長江デルタ地域における外資企業は上海市および蘇南地域に集中している。蘇州や無錫の大規模な国家級開発区には大手製造業企業が数多く進出しており、上海に隣接する昆山経済技術開発区には台湾企業の進出が顕著である。他方、常州国家高技術開発区や常熟東南経済開発区等には日系企業の進出がすすんでおり、投資コストが相対的に低く中小企業の進出が増加している。浙江省の場合も同様である。杭州経済技術開発区や寧波経済技術開発区には大手製造業企業が数多く進出しており、上海に近い嘉興経済開発区、平湖経済開発区には中小企業が積極的に進出している。杭州湾大橋の開通により、上海との距離が短縮された浙江省の投資環境は、より多くの外資系企業の注目を集めるようになったといえる。

1-3. 中国の経済発展：権威主義開発体制

前節でみた中国および長江デルタ地域の良好な経済成長は市場主導で行なわれたわけではない。

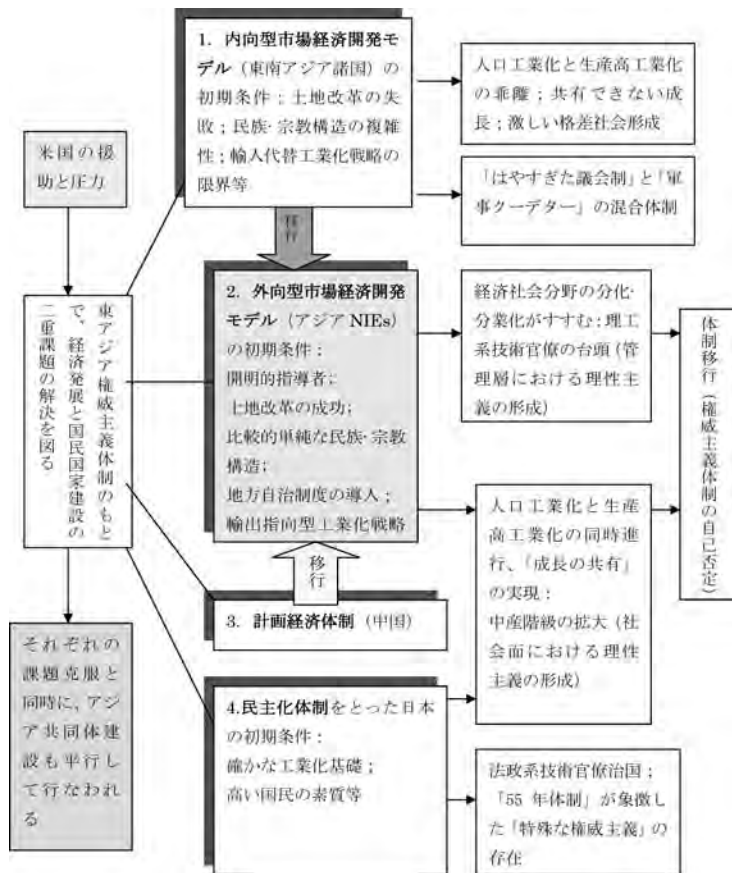
ふつういわれるとおり、「権威主義開発体制」とよぶべきものである。東アジアの他の国々および地域との比較をとおりて簡単にその経緯と特徴を明らかにしておこう。

東アジアには3種類の「権威主義開発体制」が存在するものと思われる。「東アジアNIEsモデル」、「東南アジアモデル」そして「中国モデル」である。（そうしたモデルに日本を加えて、図1が作成される）。本稿で焦点をあてるのは、いうまでもなく「中国モデル」である。その若干の経緯と特徴をたどってみることにする。

1-3-(1). 中国の道：開発体制の3度の変更

新中国建国後間もなく、朝鮮戦争が起き冷戦の状況が明らかになって、毛沢東は「向蘇一辺倒」（すなわちソ連との緊密な関係）を選択した。そして経済開発モデルにおいても、「スターリン型開発体制」を全面的に導入したのである。この開発モデルは、1950年代末の中ソ関係悪化まで続いた。もっとも、この時期に築かれた計画経済体制の多くの特徴（たとえば、ソ連を模範として作られた国家計画委員会などの統治機構）はその後も引き続き存在した。中ソ関係悪化後の中国開発体制は「毛沢東開発体制」と名づけられ、大衆路線、精神主義、政治優先主義などの「毛沢東思想」が盛り込まれることとなった。「スターリン型開発体制」にしる、「毛沢東開発体制」にしる、何れも閉鎖的なシステムであったことに変わりはない。

「毛沢東開発体制」の中国では、自主独立・自力更生が中心的なスローガンとして掲げられた。農業を犠牲にする重工業中心の開発戦略が展開され、



出所：筆者作成。

図1 東アジアにおける3種類の権威主義体制

(経済体制は異なっているものの) 東南アジア諸国の輸入代替戦略と類似する開発モデルであったといえる。「スターリン型開発体制」が国有、厳格な計画、中央集権を強調したのに比較して、「毛沢東開発体制」は公有(国有プラス集団所有すなわち前者は主に都市部、後者は主に農村部で導入された)、緩やかな計画、そして緩やかな中央集権(地方分権を2度試みている)を特徴とした。

それに対して、「鄧小平開発体制」は開放的なシステムであり、漸進的改革を選択することとなった。「鄧小平開発体制」も開発主義だが、開放的であるゆえに、社会的な利益還元が可能であったといえる。鄧小平時代の改革は、所有制の多元化、計画と市場の並存、政府と国有企業の分離などの措置を行ない、徐々に市場の主体性を確立させ、民営企業の比率を高めていった。鄧小平の改革は

地方分権からはじまったが、毛沢東時代の地方分権と違って、少なくともふたつの分権によって支えられている。ひとつは「行政的分権」であり、縦の行政階層間で行なわれたものである。もうひとつは「経済的分権」であって、政府と国有企業の分離に象徴されるものといえる。鄧小平時代には、後者が新たに追加された分権として斬新な意義が込められたのである。言い換えると、そうした趨勢によって中国の地方分権は後戻りできないものとなったといえる。ポスト鄧小平時代の開発体制(江沢民時代および胡錦濤・温家宝時代)は基本的にその延長線上にあるといつてよい。

1-3-(2). 中国の道と中国の課題

鄧小平の改革開放政策によって、中国は新しい外向的市場経済のロジックの起点を獲得した。計

画経済の時代に、中国は冷戦という環境下におかれ、またソ連とも関係が悪化したため、安全保障問題が他の何よりも重苦しくのしかかった。それによって、軍事優先・重工業優先戦略が必然的に選択されることとなった。1970年代以降、共通の敵—ソ連—と対抗するために、米中関係が戦略的に緩和され、その後日本とも国交を樹立した。中国の周辺情勢は大きく変わり、経済の近代化と国民生活の改善が新しい時代の要請となったのである。

改革開放政策が打ち出されてのち10数年ほどを経て、1993年11月開催の「共産党第14回第3次全体会議」は「社会主義市場経済」体制の確立を宣言した。この表現は一見矛盾するようにみえるが、実際には、一種の「中国版権威主義体制」の表現と理解すべきものであろう。すなわち前半の「社会主義」という表現は共産党一党支配という政治体制を表わすものであり、後半の「市場経済」は現在すすめられている経済体制の改革目標である。それによって、移行期の中国の開発体制が、「低政治参加」のもとで「高度経済成長」を旨とする「東アジア型権威主義体制」であることがわかる。

1970年代末に、中国の開発モデルの転換を可能にしたのは、国際情勢の緩和ならびに鄧小平のような「開明的・理性的指導者」の存在であった。鄧小平による開発路線の根本目標は、国民経済の近代化（1970年代後半から「4つの近代化」を提出）、国際的地位の向上および国民の生活水準の改善である。そして、短期の目標として、「社会的安定」が重要である。それは中国のようなきわめて大規模な国家が体制移行を行なう際には、避けておれない課題であり、中国の体制移行が「漸進主義路線」をとることになった基本的な理由のひとつでもある。Huntington（1968）にしたがえば、「社会的安定」を語る際、次のふたつの変数が重要である。すなわち、「社会的安定＝制度保障能力／社会動員度」である。

「社会動員度」は、国民の需要と意識の発達の程度を示し、Maslow（1954）の人間の需要理論によれば、人間の需要は低い段階から高い段階へすすむ5段階に分けられる。その場合、もし「制度保障能力」（国民の物質的および精神的需要を満たすための制度供給能力をさす）が「国民の需要と意識の発達の程度」に追いついていかなければ、バ

ランスが崩れ、社会的不安定が発生する。

鄧小平による路線では、長期的目標と短期的目標の間に矛盾が内包されている。改革開放以降、中国は社会的不安定の局面を実際に経験してきている。すなわち、開放体制はより多くの情報が伝えられるために、社会動員度を急激に上昇させる可能性が大きい。むしろ、経済発展は制度保障能力の増強に寄与するが、権威主義体制のため、市場経済体制の基礎となる自由主義、個人主義が権威主義政治体制との間に、つねに不都合な対立を発生させるだろう。また権威主義体制に伴って発生する政治的腐敗は、政府の信用にダメージを与え、政権の正当性を傷つける危険性をつねに伴っている。現状の中国の開発モデルとは、本節で描いてみたような状況と理解されるべきものである。

そうした状況下で、対中国直接投資が行なわれるのである。

以上、第1節では、中国および長江デルタ地域（とりわけ上海）経済の長期間にわたる高度成長についてふれ、そうした経済成長が「権威主義開発体制」とよばれるシステムによって実現されたことを述べた。以下第2節では、対中国直接投資に焦点をあて、日本のそして中国地方の企業の対中国直接投資についてみてみることにする。

2. 現 状

2-1. 日本の対中国直接投資：「国内市場指向型」への転換

日本（全体）の対外直接投資（フロー、届出ベース）に占める中国の比率は、2000年2.0%、2001年4.6%、2002年4.8%、2003年8.7%、そして2004年12.8%である。日本の対外直接投資に占める中国の位置づけは、2003年には米国（29.3%）、オランダ（19.0%）に次ぐ第3位、2004年には12.8%となって米国（13.2%）とほぼ等しい比率を占めている（ただし、依然としてオランダ（22.7%）、米国に次ぐ第3位である）。（表8参照）。

1990年代初頭までの時点では、日本（全体）の対外直接投資に占める中国の比率は大きなものではない。1989年は0.6%、1990年は0.9%にすぎない。この時期の日本の対中国直接投資は中国政府

表8 日本の対外直接投資受入国（2004年）

	投資額 (百万米ドル)*	比率 (%)
オランダ	8,058	22.7
米国	4,677	13.2
中国	4,567	12.8
ケイマン諸島	3,947	11.1
大洋州	1,869	5.3
英国	1,789	5.0
パナマ	1,282	3.6
タイ	1,184	3.3
合計	35,548	100.0

注：*財務省届出ベース。
出所：ジェトロ（2005年版）。

表9 日本の対中国直接投資（フロー）

	投資額 (百万米ドル)*
1996	5,131
1997	3,401
1998	2,749
1999	2,591
2000	3,680
2001	5,419
2002	5,298
2003	7,955
2004	9,162

注：*契約ベース。
出所：ジェトロ（各年版）。

の優遇措置を受けやすい輸出指向型の直接投資（すなわち輸出製品比率が70%以上の企業には、税率の50%が免除される等の措置）が多く、かつ東北部とりわけ大連への投資が大きい（北京、上海、天津を上回っている）という特徴が認められる。

そして1991年に、中国への対外直接投資が1.4%となり、1992年には3.1%となっている。こうした拡大の要因は中国都市部の所得水準の上昇であり、中国国内市場指向型の投資が本格化する傾向がみられる。主要都市別の投資をみると依然

として大連への投資が大きく、1992年末時点で11億8,600万米ドルであり、上海（8億1,000万米ドル）、深圳（5億5,500万米ドル）、天津（3億6,700万米ドル）、北京（1億2,100万米ドル）を上回っている。

上海を中心として大規模投資が行なわれるのは、1993年から1994年にかけてであり、上記の傾向すなわち中国国内市場指向がより明瞭になってきたといえる。また、大規模投資として自動車産業の進出がみられた時期でもある。1994年の日本の対中国直接投資のうち、製造業の占める割合は72%であり、非製造業を大きく上回っている。

そして1995年は、日本の対外直接投資に占める中国の比率が8.8%に達した年であり、かつ輸出指向型から国内市場指向型への投資の転換が明瞭に認められるようになった時期である。製造業の占める比率がさらに大きくなり（78%）、長江デルタ地域とりわけ上海、江蘇省への投資が拡大した時期でもある。中国国内市場を指向する動向は、ヤオハン（無錫）、ジャスコ（青島）等大規模小売業の投資にも認められ、中国の所得水準の向上によるものと思われる。

日本の対中国直接投資は、したがって、1995年に輸出指向型から国内市場指向型への投資の転換が認められるようになり、製造業の占める比率が上昇し、長江デルタ地域とりわけ上海、江蘇省への投資が拡大している。その後減少傾向に転じたが、2000年以降再び増大しており、国内市場指向型の投資がいっそう拡大しているといつてよい。いうまでもなく、その基本的な要因は、中国国内の所得水準の上昇およびWTO加盟に伴う制度的な整備の拡充にあるといえる。

2-2. 日本の対中国直接投資の規模は大きいか小さいか：投資一貿易比率

それでは、はたして日本の対中国直接投資の規模は大きいのだろうか、それとも小さいのだろうか。

日本の直接投資は、日本企業が「危険回避型」であることを反映して活発になっていかない場合が多い。「日本の直接投資全体の規模からみて我が国への進出は小さい」等という批判をしばしば受けている。日本企業が危険回避的であることはた

しかだが、しかし大きいか小さいかの判断は単なる直感ないしは政治的判断によって行なわれるべきではない。

われわれは、森田憲・陳雲（2006）において、日本の対中国直接投資に関して、「政冷経熱」といわれる国際関係ならびに「中国リスク」の難しさを反映して、（日本と中国との経済関係から判断して）比較的小さな規模にとどまっていると考えられることが多いが、はたしてそれは適切なのかどうかを検討してみたことがある。

森田憲・陳雲（2006）では、投資集中度指数および貿易結合度を用いて分析を試みた。投資集中度指数とは次のような指数を示す。いま日本から中国への投資集中度を考えるとすると、その指数は、「日本の中国への直接投資額」を「中国の対内直接投資額」で除した数値を分子とし、「日本の対外直接投資額」を「世界全体の対外直接投資額」で除した数値を分母としたときの比率を表わしている。その数値が1を上回れば日本の中国への直接投資が他の国々への直接投資に比べて相対的に大きいことを示している。表10は、日本の対中国直接投資の集中度を表わしたものである。1を上回る年が多く、2004年には2.61に達している。したがって、日本の対外直接投資にとって中国は他の国々に比べて直接投資の規模の大きな国であると考えられる。

国と国との経済関係の強さ弱さは何によって測るのが適切だろうか。われわれは貿易面での関わりを国と国との経済の関わりを表わすものと考えて検討することとし、貿易結合度によって判断するものとした。貿易結合度とは次のような指数を示す。いま日本と中国との貿易結合度を考えるとすると、その指数は、「日本から中国への輸出額」を「日本の世界全体への輸出額」で除した数値を分子とし、「中国の輸入額」を「世界全体の輸入額」で除した数値を分母としたときの比率を表わしたものである。当該数値が1を上回れば、日本の中国との貿易が他の国々との貿易に比べて相対的に大きいことを示している。表11は、日本の対中国貿易結合度を示したものである。中国は一貫して2.5から2.8であり、貿易関係の大小をもって国際経済関係の強弱の尺度を示すものとするれば、日本と中国との国際経済関係は強く、2.5から2.8に達しているものと思われる。

表10 投資集中度指数

年	指数
1996	0.819
1997	1.626
1998	0.828
1999	0.424
2000	1.043
2001	0.790
2002	1.000
2003	1.826
2004	2.610

出所：ジェトロ（各年版）より作成。

表11 貿易結合度

年	指数
1996	2.706
1997	2.671
1998	2.804
1999	2.747
2000	2.466
2001	2.679
2002	2.795
2003	2.845
2004	2.708

出所：ジェトロ（各年版）より作成。

日本の対中国直接投資の規模が大きいか小さいかは、したがって、直感や政治的判断によって行なうのではなく、日本と中国との経済関係はどの程度緊密なのか、そしてその緊密さに見合った直接投資が行なわれていると考えられるか否かによって判断されるべきものである。

それは、投資集中度指数を分子とし貿易結合度を分母とする指数によって判断される。本稿では当該指数を投資一貿易比率とよぶことにしよう。当該数値が1に等しいことは、直接投資関係が貿易関係（当該国どうしの国際経済関係）に見合っていることを示している。1より大きければ直接投資関係が、国際経済関係に照らして、大きいこ

表12 投資—貿易比率

年	指数
1996	0.303
1997	0.609
1998	0.295
1999	0.154
2000	0.423
2001	0.295
2002	0.358
2003	0.642
2004	0.964

出所：ジェトロ（各年版）より作成。

とを、1より小さければ直接投資関係が、国際経済関係に照らして、小さいことをあらわしている。表12である。中国は一貫して1を下回っていることがわかる。すなわち、表12から判断するかぎり、日本と中国とは一貫して、国際経済関係に照らして、直接投資関係は比較的小さいと判断される。

したがって、投資集中度指数および貿易結合度を用いて再構成し、投資—貿易比率として表現してみると、その意味で相対的に、日本の対中国直接投資の規模が小さいのではないかという主張は支持され易いように思われる（いうまでもなく、そのことは日本の対中国直接投資の規模が異常なサンプルであることを意味していない—異常なサンプルと認められるか否かは、当然、別の検討を必要とする。この点については、たとえばMorita（1998）参照—）。言い換えると、（日本と中国という）貿易関係が大きい2国の間で、直接投資の関係が貿易関係に必ずしも見合っていない、ということである。そしてそれは円滑な直接投資の移動を阻む何らかの要因が存在することをうかがわせるものと思われる。

2-3. 日本の対中国直接投資の規模が小さいのはなぜか：制度的統合と機能的統合

東アジアにおける統合を考える際につねに比較対象となるのはEU（欧州連合）である。そしてEUが「制度的統合」とよばれるのに対して、東アジアは「機能的統合」とよばれている。実際、

しばしば東アジアが「事実上の統合」といわれるとおり、域内貿易依存度をみるとEUよりも小さいが、しかしそれほど大きな違いがあるわけではない。

だが、EU加盟国が「価値観を共有」しているのに比べて、東アジア諸国間には共有する価値観が乏しいと指摘される。先に述べたとおり、Chen, Yun and K. Morita（2008）では、EUに近い統合を実現していくとすれば、それは「経路依存からの脱却」であると考えた。そして本稿で指摘したいのは、「経路依存からの脱却」の有無ないしは（本稿の以下でとりあげる）「レジーム」の存在の有無は、モノ以外のヒト、カネおよび企業の流れを大きく左右する要因となると考えられること、したがって「直接投資」の捕捉は、経済外的要因の捕捉につながると考えられるということである。実際、域内の直接投資の動向をEUと東アジアについて比較してみると、その相違が明瞭になる。

ただし、先の節で述べたとおり、直接投資の動向のみから判断するのは適切とはいえない。国と国あるいは地域と地域との経済関係がもともと小さな場合に、国と国あるいは地域と地域の間で大きな直接投資を期待するのはほとんど無理である。国と国ないしは地域と地域との直接投資の動きをみる際に、その土台となる貿易関係をひとつの「尺度」として導入してみるのが適切である。したがって、貿易を考慮に入れたときの直接投資の相対的傾向を捕捉することとする。

EUと東アジアについていえば、分母に世界全体の貿易に占めるEUの（東アジアの）割合をとり、分子に世界全体の直接投資に占める同じくEUの（東アジアの）割合をとって、EUおよび東アジアの割合をみてみた。表13である。

表13は、したがって、（世界の貿易に占める）1%の比率の貿易が、（世界の直接投資に占める）何%の比率の直接投資に対応しているか、を示している。EUと東アジアとの間には大きな相違がみられる。EUはおおむね1.4から1.7であり、東アジアは0.5から0.6にすぎない。EUでは緊密な貿易をさらに上回って直接投資が活発に行なわれているのに対して、東アジアでは直接投資は必ずしも活発に行なわれているとはいえない、という状況を示している。

表13 直接投資の相対的比率

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
EU	1.43	1.53	1.47	1.10	1.70	1.43
東アジア	0.49	0.49	0.46	0.59	0.62	0.43

注：東アジアとは、日本、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの10の国および地域を指す（2001年、2002年はシンガポール、インドネシアは含まれていない）。また EU は、(統計の継続性を重視して) 15カ国をとりあげている。

出所：ジェトロ（各年版より作成）。

東アジアと EU とのそうした違いは、先の節でみた日本の対中国直接投資の規模が（貿易関係に比較して）大きくないという状況と類似した性質の関係を示している。日本と中国との経済関係の特徴を捉えるのに、東アジアと EU との相違という視点から接近してみたことにはほかならない。

われわれは、そうした「事実上の統合」ないしは「機能的統合」ではあっても、「制度的統合」とはいえない現状と、域内貿易依存度が大きいにもかかわらず、それに見合って直接投資が活発に行なわれているとはいえない現状は、(本稿の後の節で述べる)「レジームの欠如」によるものと考えている。

以上、ここまでの節でみたとおり、中国经济とりわけ長江デルタおよび上海経済は、(むろんさまざまな問題を抱えてはいるが基本的には) 良好な実績を示しており、対内直接投資受入も他地域に比べて大きい。また日本の対中国直接投資もとくに2000年以降増加しているといつてよい。しかし、一般に東アジアの国際間および地域間の経済的連携が「機能的統合」とか「事実上の統合」とよばれているように、制度的側面での整備が必ずしも十分に行なわれているとはいえない。日本と中国との間でも同様の側面が指摘される。その表現のひとつが、貿易に比べて、投資がそれに見合った比率を示していないという状況である。

それは、先の節でみた中国における「権威主義開発体制」の特徴（すなわち、人治主義、未整備な地方自治制度、未整備な法律制度等）を表わしている。そして、「政府の関与」が「制度的整備」に代わる働きをするものと考えられる。それは同時に、「政府の関与」の遅れは、「法的」にも「人的」にも防御装置を欠いていることを示しており、経済的連携にとって大きな阻害要因となっているも

のといわなくてはならない。(第3節では、そうした諸点をふまえて分析を試みることにする)。

2-4. 「中国進出企業数の比率の増減」と「中国事務所の有無」は独立か

本節でのわれわれの課題は、先の節で検討した「背景」をふまえて、日本の中国地方（とりわけ広島県）と中国の長江デルタ地域との経済的連携の現状について分析を試みることである。

先にみたとおり、日本の対中国直接投資が貿易関係に見合ったほど大きくないのは、「レジームの欠如」であると考えられることを確認した。そして「レジームの欠如」は、国と国ないしは地域と地域との経済的連携をすすめていく上で明らかな阻害要因となるだろう。それでは「レジーム」の形成は、どのようにして、誰によってあるいは何によって、行なわれるのだろうか。

そうした課題にもとづいて本稿では、(在中国) 地方自治体事務所の役割を考えてみることにする³⁾。2-4節では、まず地方自治体による「中国事務所」の設置がはたして効果的かどうかを検討してみることとする。すなわち、日本の47都道府県に本社をおく企業の中国進出の動きと47都道府県の地方自治体事務所の有無との関係を検討してみるのである。なお、「地方自治体事務所の有無」とは、

3) 地方自治体が海外事務所を設置する場合、公式に述べられる理由は、おおむね次のような具合である。「貿易を支援」(秋田県貿易促進協会大連事務所)、「対中ビジネス支援」(岩手県大連経済事務所)、「地域経済国際化の推進」(日本貿易振興機構上海センター岡山経済交流部)、「企業の中国ビジネスを支援」(長崎県上海事務所)、「展示会・商談会の開催、海外拠点による情報収集・提供」(静岡国際経済上海事務所)等々である(21世紀中国総研(編)(2007)参照)。

表14 47都道府県の中国進出企業数の比率の増減と中国事務所所在地

都道府県	比率の増減	中国事務所所在地
東京	-1.2	
大阪	-1.4	上海、香港
愛知	1.3	上海
神奈川	-0.4	上海、大連
兵庫	0.1	天津、南京
岐阜	-0.2	上海
埼玉	0.1	
京都	0.0	
静岡	0.1	上海
長野	0.4	上海、深圳
広島	-0.19	
福岡	0.04	上海、大連、香港
千葉	-0.5	
三重	0.1	
福井	-0.3	上海、香港
岡山	0.5	上海
香川	-0.1	
新潟	0.0	大連、北京
愛媛	-0.1	
富山	0.4	大連
群馬	0.1	
石川	0.2	上海
山形	-0.1	
栃木	0.0	香港
山口	-0.05	
奈良	-0.05	
滋賀	0.15	
茨城	0.25	上海
長崎	-0.18	上海
熊本	-0.15	
鳥取	-0.15	
北海道	0.15	北京
山梨	0.09	
徳島	0.02	
和歌山	0.12	
福島	0.26	上海
宮城	0.16	大連
高知	0.03	上海
岩手	0.06	大連
青森	-0.06	大連
宮崎	-0.02	
鹿児島	0.07	上海、香港
佐賀	0.13	
沖縄	0.03	上海、福州、香港
大分	0.11	上海
島根	0.09	
秋田	0.08	大連

注：大阪市、神戸市、横浜市、札幌市、北九州市は、それぞれ大阪府、兵庫県、神奈川県、北海道、福岡県に含めて示した。

出所：21世紀中国総研（編）(2007)、各地方自治体・機関等ホームページより作成。

それぞれの地方自治体が中心となって運営されている場合をさす。(したがって、広島の場合のように、広島県や広島市が上海事務所を設置し当該地方自治体の職員を派遣する等主たる運営にあっているわけではない場合、それは「中国事務所」には含めない⁴⁾。

本稿では、中国進出企業(上場・非上場を含む)の進出件数のデータを2004年と2007年についてみることとし、それぞれの年の47都道府県全体に占める(各都道府県からの進出企業が占める)比率をみた。次いで各都道府県の2007年の比率が2004年に比べて増えているのか減っているのか(どの程度の比率の増減なのか)をみることにした。そして、47都道府県それぞれについて中国各地に(上記の意味での)事務所を設置しているか否かをみた。そのふたつを併せて示したのが表14である。増えているのか減っているのかという状況と地方自治体の事務所が存在しているか否かという状況とが独立かどうか、を検討してみるのである。

表14の情報にもとづいて、「中国進出企業数の比率が増えている」、「中国進出企業数の比率が減っている」という属性と、「中国事務所を持っている」、「中国事務所を持っていない」という属性との独立性の検定を行なってみると(したがって、比率が増えても減ってもない京都、新潟、栃木の3府県を除く44都道府県について検定を行なってみると)、検定の結果は、4.14であり、有意水準0.05で「互いに独立」という仮説は棄却される。「中国進出企業数の比率の増減」と「中国事務所の有無」とは独立ではなく、何らかの関係が認められるのである。(ただし、いうまでもなく、「中国進出企業数の比率の増減」と「中国事務所の有無」とが互いに独立ではないという統計的検定は、その理由についてもまた因果関係についても何も語っていない。理由をめぐる分析は第3節で行なわれる⁵⁾。

4) 広島県および広島市については、(財)ひろしま産業振興機構国際部への聞き取り調査にもとづく。

5) 本文で述べたとおり、当該統計的検定はその理由についても因果関係についても何も語っていない。したがって、以下本文および注6にみるように、福岡県のように積極的に「中国事務所」の設置を行なっているが同時に、現在のところ、(貿易関係に照らしてみても)投資関係が活発とはいえないという事例が存在する。

なお、「中国事務所」38カ所のうち17カ所(45%)が上海であり、以下8カ所(21%)が大連、7カ所(18%)が香港、2カ所(5%)が北京である。そして他の天津、南京、深圳、福州はそれぞれ1カ所である。また、「中国事務所」を持っている26道府県のうち上海事務所を持っている府県が17であり65%を占める。次いで大連の8が31%だから、「中国事務所」の多くが上海に集中していることが明らかである。

2-5. 企業進出件数は多いか少ないか

2-5節では、日本の中国地方(とりわけ広島県)に地域をしまり、(比較の対象として適切と思われる九州地方を念頭において)検討を行なってみることにする。

中国地方は、九州地方に比べて中国への企業進出支援が活発ではないのではないかと判断されるように思われる。それは、中国地方5県(広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県)のうち「中国事務所」を持っている自治体は、ジェトロ上海センターに岡山経済交流部を設置し職員を派遣している岡山県のみだからであり、九州地方8県(福岡県、大分県、佐賀県、宮崎県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県)のうち5県が職員を派遣している状況と比べれば明らかに不活発だからである。

はたしてそうした判断は適切だろうか。

当該地方自治体に本社をおく企業の対中国直接投資が活発か否か(進出企業件数が多いか否か)は別の議論を必要とする。東京都や大阪府に比較して、広島県や岡山県や福岡県の進出企業件数が明らかに小さいのは当然のことであり、「中国事務所」の有無如何に関わらず、東京都や大阪府は大きく、「中国事務所」のある岡山県や福岡県も、「中国事務所」のない広島県も、同じように進出企業件数は小さいことになる。

われわれが企業進出をとおして日本の中国地方と中国の長江デルタ地域との経済的連携の現状を捕捉しようとする場合、(福岡県や大分県に比べて)広島県や岡山県の企業進出件数が大きいのか小さいのかという判断を行なうには何らかの基準が必要であるように思われる。

それは先の節で、投資一貿易比率として述べた基準であり、直接投資あるいは企業進出という現

象は、(貿易で表わされる) 経済的連携の緊密さと、経済外的な諸要因とを併せ考慮する必要があるからである。したがって、基本的な考え方として(先の節でみた) 投資集中度指数や貿易結合度という考え方を援用し(統計の利用可能性にしたがって修正を加えながら、その枠組みを地域間の動向にあてはめて)、ここでは中国地方(および九州地方)をとりあげて検討を行なってみることにする。

(統計の便宜上) 2006年のそれぞれの県の対中国貿易(輸出・輸入を含み対香港を含む)の総額が日本の対中国貿易(輸出・輸入を含み対香港を含む)総額に占める比率をみたものが表15である。

また、対中国企業進出件数について、表14で増減についてみた比率のうち中国地方・九州地方各県の2007年の比率の数値を示した表が、表16である。中国地方全体の比率(3.72%)の方が九州地方全体の比率(2.62%)よりも大きく、岡山、広島の両県は1.5%前後の比率となっている。

各県の対中国企業進出件数が大きい小さいかをどのように判断するのが適切だろうか⁶⁾。表15で示された日本全体の中国貿易に占める各県の中国貿易の比率を分母とし、表16で示された日本全体の中国進出企業件数に占める各県の中国進出企業件数の比率を分子として(先に述べた投資一貿易比率の代替として)みてみることにする(表17)。

表17の見方は表12と同じである。すなわち、当該数値が1に等しいことは、投資関係が貿易関係(すなわち当該地域間の経済関係)に見合っていることを示している。1より小さければ投資関係が、経済関係に照らして、小さいことをあらわし、1より大きければ投資関係が、経済関係に照らして、大きいことをあらわしている。

中国地方は0.80であり、九州地方は0.40である。したがって、ふたつの地方とも(貿易関係に照らして)おおむね投資関係は小さいものと判断されること、しかし中国地方が九州地方に比べて小さ

6) 本稿では、第一次接近として、直接投資には先ほどと同様に、(21世紀中国総研(編)(2007)から)2007年時点での企業進出のストックのデータによって、そして貿易は神戸税関および門司税関ならびに各県のデータによって捉えられる貿易統計を用いることとし、(便宜上)2006年の(フローの)データによってみることにする(ただし何れのデータも比率として用いられる)。

表15 地方および各県の対中国貿易の日本の対中国貿易に占める比率

地方および県	比率
中国地方全体	4.67
鳥取	0.11
島根	0.005
岡山	1.02
広島	1.88
山口	1.66
九州地方全体	6.55
福岡	4.91
佐賀	0.10
長崎	0.16
熊本	0.09
大分	0.88
宮崎	0.06
鹿児島	0.13
沖縄	0.27

出所：神戸税関、門司税関および各県ホームページより計算。

表16 各県の対中国企業進出件数の対日本全国比率

地方および県	比率
中国地方全体	3.72
鳥取	0.2
島根	0.12
岡山	1.6
広島	1.4
山口	0.4
九州地方全体	2.62
福岡	1.6
佐賀	0.2
長崎	0.2
熊本	0.2
大分	0.14
宮崎	0.08
鹿児島	0.14
沖縄	0.06

出所：21世紀中国総研(編)(2007)より計算。

表17 中国地方・九州地方各県の投資—貿易比率

地方および県	投資—貿易比率
中国地方	0.80
鳥取	1.81
島根	—
岡山	1.60
広島	0.74
山口	0.24
九州地方	0.40
福岡	0.33
佐賀	1.96
長崎	1.23
熊本	2.22
大分	0.16
宮崎	1.33
鹿児島	1.12
沖縄	0.27

注：島根県は、貿易総額が著しく小さいため、投資—貿易比率を示していない。

出所：21世紀中国総研（編）（2007）、神戸税関、門司税関および各県ホームページより計算。

いわけではないことがわかる。そして同時に、「中国進出企業数の比率の増減」と「中国事務所の有無」とは独立ではなく、何らかの関係が存在するものと認められるにも拘らず、「中国事務所」設置に積極的な九州地方の投資—貿易比率がむしろかなり小さいことが明瞭である⁷⁾。また、広島県の場合は、0.74であり、大きな値でも小さな値でもないが、概していえば比較的小さな値である。したがって、広島県のような地方自治体の場合、現状から判断するかがり、対中国（とりわけ対長江デルタ地域）との経済的連携が強いは認められないものと思われる。

以上で述べた現状はどう理解するのが適切であ

7) 先に（注4）で述べたように、本文の統計的検定は、「理由」についても「因果関係」についても何も示していない。なぜ九州地方全体あるいは福岡県のような地方自治体の投資関係が、（貿易関係に照らしてみても）活発とはいえないのかについては別の検討を必要とするだろう。

り、いったい何が欠如しているものと考えられるだろうか。第3節で分析を試みることにする。

3. 分 析

3-1. 直接投資の理論をめぐって：小宮仮説

第3節では、「小宮仮説」および「ローズフィールド仮説」というふたつの仮説に依拠して、第2節で示された問題へのアプローチを試みることにする。ここで「小宮仮説」とわれわれがよんでいる考え方は、いわば「直接投資の一般理論」であり、「ローズフィールド仮説」とわれわれがよぶ考え方は、「制度インフラの整備」に関わるものである。すなわち、対中国への直接投資をめぐって、（直接投資の理論としての）小宮仮説にもとづいて考えてみようとするものであり、また対中国直接投資にとっての阻害要因に対処するのに必要な行動とは何であるかを、（制度インフラの整備としての）ローズフィールド仮説に拠って考えてみようとするものである。

3-1節では、まず、小宮（1972）による「直接投資の理論」についてみてみよう。なお、この考え方は（小宮自身が述べているとおり）Penrose（1956）に遡るものである。

小宮が分析の対象とした直接投資の特徴とは、小宮が分析を試みた時点で、次のような事実をさしている。すなわち、（本稿の表現にしたがえば）(1) 直接投資の残高は特定地域（長江デルタ地域とりわけ江蘇省のような）に集中している、(2) 直接投資の流れは必ずしも資本の過剰な国から、それが不足している国へ向かうのではない、(3) 直接投資の場合には他の生産要素の国際間の移動と異なり、「相互交流」の傾向が著しい、(4) 特定産業への顕著な集中傾向が認められる、という4点である。

本稿が分析対象としている直接投資も、「相互交流」等日中間ではまだ十分にみられていない（しかしやがて十分に行なわれるであろう）現象も存在しているとはいえ、おおむねそうした経済的諸現象と考えてよい。

そして、直接投資という現象については、（国際間だけではなく、一国内の地域間でも行なわれるものと考え）三つのパタンが想定される。第一は

「垂直的統合」のパタン、第二は「水平的統合」のパタン、そして第三は「多角的統合」のパタンである。

上記三つのパタンは何れも、直接投資とは企業が新しい事業分野、新しい市場、新しい地域へ進出することを意味し、「企業成長」の過程にみられる現象であり、新規の事業の設立による直接投資は投資先の産業や地域にとって「新規参入」を意味し、関連の産業の「市場構造」に大きな変化を引き起こすことが多い。したがって直接投資を分析する場合、企業成長の理論、産業組織論にもとづいて考察する必要があるということになる。

そうした直接投資の主体である「企業」とは、さまざまな「経営資源」のかたまり（集合体）と考えるのが適切だというのが、Penrose および小宮の主張である。その際の「経営資源」のかたまりとは、「外面的には経営者を中核とし、より実質的には経営管理上の知識と経験、パテントやノウハウをはじめマーケティングの方法などを含めて広く技術的・専門的知識、販売・原料購入・資金調達などの市場における地位、トレード・マーク（ブランド）あるいは信用、情報収集・研究開発のための組織など」をさす。

企業活動とは、これらの稀少な経営資源をそれぞれの限界生産性のもっとも高い用途に使って、何らかの製品（またはサービス）を生産して販売し、経営資源の機能を利潤に転化することにほかならない。

Penrose および小宮の考え方にしたがえば、直接投資とは、企業が成長する過程であり、それは経営資源の移動すなわち経営資源をそれぞれの限界生産性のもっとも高い用途に用いるべく移動させることである。したがって、当該理論の枢要な概念は「経営資源」の内容にほかならない。

そうした「経営資源」の移動によって直接投資という現象を捉えるとすれば、上で述べたような直接投資の特徴が適切に捕捉されることになる。なお、直接投資の事実から判断すると、(1) 国内の地域間の投資の場合でも、国際間の直接投資の場合でも、その誘引として、賃金や金利の地域格差ということは必ずしもそれほど大きな要因ではないこと、および(2) 直接投資がつねに他の生産要素の価格を平準化させるように機能するとはかぎらないことが指摘されている。ただし、この点

は、主として費用（賃金）の安価な労働を求めて行なわれる資本移動が重要な地域あるいは時期が存在することを排除していない。また、直接投資が技術移転を伴う場合には、生産要素の価格差はむしろ有意に拡大するであろうと考えられる。

一国内の地域間直接投資と国際間の直接投資との間には、違った諸要因がいくつか存在する。たとえば、文化的・社会的条件、関税と産業政策、通貨の違い等である。

Penrose および小宮による分析がカバーしていないのは、（それが大きな特徴となっていなかったため当然のことだが）分析対象として体制の違った国々への移動をあつかう場合である。その際、直接投資が「経営資源」の移動であるという Penrose、小宮の考え方それ自体は適切だが、しかしわれわれが対中国直接投資を考える場合には、別に検討を必要とする事情が存在する。とりわけ重要なのは、「経営資源」のかたまり（集合体）という場合、投資受入国政府の政治・経済体制の明らかな違いが有意に働くということである。

そうした国々への直接投資を考える際には、中央および地方を含む「政府の関与」が重要な働きをする⁸⁾。そして、「政府の関与」が有意に働く際の重要な資源とは、「政治的資源」とでもよぶべきものである。第1節でみたように、中国は固有の特徴を持った「権威主義開発体制」であり、上の意味での「政治的資源」のはたす役割が大きい国および地域である。それは、「経営管理上の知識と経験」とも、「技術的・専門的知識」とも、「情報収集・研究開発のための組織など」とも違っている。われわれのうちのひとり（森田）は、かつて計画経済体制のもとにあった（体制の違った国）ポーランドへの直接投資の場合、その決定に際して何が重要な要因なのかを考えてみたことがある（Morita (2004) 参照）。日本企業がライバルの（イタリアの）企業に比べて技術面・ファイナンス面等々（個別企業の）ビジネスに関わる諸側面で明らかな優位にあったにもかかわらず、ロビー活動等むしろ「政治的資源」の側面で劣っていたために、日本企業のポーランド進出が実現しなかった。（経済・経営の側面に関する）経営資源の限界

8) 「クレムリンウォッチャー」とか「チャイナウォッチャー」という言葉が使われるように、そうした意味での「稀少な情報」がしばしば重要な役割をはたす。

生産性が高いからといって移動が実現するとは限らないという事例にほかならない。そうした諸要因を総称して本稿では「政治的資源」とよんでいる。

しばしば指摘されるように、国際間の「経営資源」の移動が国と国の間の「文化的・社会的条件」によって影響を受けることはいうまでもない。しかし同時に政治・経済体制がかなり大きく異なる国際間の「経営資源」の移動の重要な諸要因として（あるいは移動を阻む重要な諸要因として）、ここで「政治的資源」とよんだものの重要性が存在すると考えられる⁹⁾。

われわれが先の節で、地方自治体の「中国事務所」を定義する際に、県や市等自治体が（職員を派遣するなど）中心となって運営にあたっていることを条件としてあげたのは、そうした事情が重要な関わりを持っている。「政治的資源」としての重要性である。集権的な政治・経済体制をとっている国々の場合、「政府部門」の存在と「非政府部門」の存在とはエッセンシャルに異なる。「政府の関与」が大きな意味を持つのであり、それはいつてみれば「政治的資源」の表現というべきものだからである。ビジネスの側面での効率という問題以前に、「政府部門」の関与如何および関与のあり方が重要な役割をはたすのである。

先の節でみた「中国事務所」は、その機能として－むしろそれだけではないが－「政治的資源」（の少なくとも支援）に該当するものと思われる。そうした機能が、われわれが行なった統計的検定、「中国進出企業の比率の増減」と「中国事務所の有無」とが「互いに独立とはいえない」という結果に導いているものと（少なくともそのひとつの要因と）考えられる。

3-1節では、対中国直接投資とその「経営資源」を考えるに際して、（先の節で「権威主義開発体制」として捉えた）中国の開発モデルの現状から判断して「政治的資源」が重要な役割をはたすことを指摘した。言い換えれば、それは集権制のリスクとよぶべき要因の存在である。

3-2. 制度的インフラストラクチャーの整備をめぐって：ローズフィールド仮説

さて、集権的な政治・経済体制をとっている国々との経済関係の強化あるいは改善を試みる場合、先にみた「集権制リスク」とよぶべき事態にどのように対処するかが大きな鍵となるだろう。先に「政治的資源」とよんだ役割である。「ローズフィールド仮説」とわれわれがよんでいる考え方がそうした課題への接近のひとつである。

「ローズフィールド仮説」とは、もともとそうした集権的な政治・経済体制をとっている国々との経済関係を強化・改善していく際に、その「集権制リスク」にどのように対処するか、すなわち「政治的資源」を「政府の関与」をつうじてどのように補填していくのかを考えたものである（森田憲・スティーブン＝ローズフィールド（1994）参照）。

ところで、「政治的資源」とよび、「集権制リスク」とよんでいる概念は、何れにしても、政府の関与を示している。なぜ、「政府の関与」が必要なのかという点について、われわれは Keohane (1984) によって「逆コースの定理」(“Inversion of the Coase Theorem”, p. 88) とよばれた考え方に依拠することとする。Keohane が「逆コースの定理」と呼んだ事態を本稿にそくして解釈すれば、次のとおりである（この点については、Morita (1993) 参照）。日本のあるいは中国地方・九州地方の、相対的水準でみて、活発でない対中国直接投資の背景には、資本移動に際して大きな社会的費用が存在するものと考えられる。そうした社会的費用のうち主要なものは、(1) 法体系の未整備、(2) 情報の不完全性、(3) 取引費用であろう。（そうした諸費用と「権威主義開発体制」とが密接に関連していることはあらためて指摘するまでもないであろう。また同時にあらためて言及するまでもなく、それら三つの費用は、市場の失敗として Coase (1960) によって言及された諸費用である）。Keohane にしたがって、「コースの定理」に依拠して接近してみることにすれば、それら諸費用のうちひとつでも存在すれば、（もっぱら市場にゆだねるのではなく）政府等行為主体の間で協定を締結し、レジームとよばれる機構を形成することに意義が認められることになる。（一般に、

9) たとえば、上海市嘉定区で2006年11月に発生した事例（企業および住民の立ち退きに関する事例）はその典型的なケースである。

国と国—あるいは本稿のような地域と地域—との間に秩序のある安定的なそして活発な関係が存在すれば、そのような状況を社会科学者はレジームとよんでいる。「政府の関与」の必要性の理由にほかならない。

すなわち、ローズフィールド仮説の背景になる考え方は、「国際レジーム」である。

われわれは、森田憲・陳雲（2006）において、「国際レジーム」にもとづいて「ローズフィールド仮説」を定式化したことがある。そうした定式化にしたがって表現すれば次のとおりである。

貿易関係は緊密でも投資関係が強化されていない場合、先に述べたとおり、そこには資本移動を阻害する大きな社会的費用が存在しているとみることができる。したがって、もっぱら市場にゆだねるのではなく政府の関与に合理性が存在することになる。さて、Keohane にしたがって表現すれば、国際レジーム概念をとらえるには、「調和」、「協調」、「対立」を区別する必要がある。すなわち、もし各主体の政策が（他の主体の利害と無関係に追求され）むしろ他の主体の目標達成に好都合ならば、意思の疎通も政策の調整も必要なく、国際レジームを形成する必要はない。調和が存在しているのである。そうではなく、もし各主体の政策が他の主体の目標達成を阻害するおそれがあるが、しかし主体間の政策が調整可能であり、互いに両立可能ならば、協調が成立する。そして主体間の政策の調整が不可能であったり、調整可能でも両立できなかったりすれば、対立が存在することとなる。すなわち、Keohane が主張するとおり、レジームの主たる機能は主体間（国家間）に何らかの協調的な協定を成立させることにほかならない。

Keohane や Krasner (1983b) と同様、ここでも国際レジームを「国際関係のある領域に、行為主体の期待が収斂していくような、暗黙あるいは明示的な、原則、規範、ルールおよび（意思決定形成）手続きのセット」と定義することにする。

日本の対中国との経済関係に焦点をあわせるものとすれば、共通利益として想定されるのは、おおむね次の4点であろう。すなわち、(1) 不確実性の軽減、(2) 情報収集費用の軽減、(3) 安定性の導入、(4) 取引費用の軽減、の4つの効果である。（先にわれわれが「政治的資源」とよんだ要素の機能は、それら4点にすべてあてはまる）。

国際レジームの枠組みにもとづいて、秩序のある安定的なそして活発な経済関係を念頭におけば、日本と中国とは、そうしたレジームの形成に向けて着手しはじめたという段階であろう。これまでのところ、日本と中国とは共通の原則も規範もルールも、そして意思決定形成手続きも十分に共有してはいなかったように思われる。

したがって、国際間あるいは地域間のレジームの形成をとおして、法体系を整備し、情報の不完全性をできる限り取り除き、取引費用を軽減させることによって、経済をより効率的にして企業進出をより活発にすることが可能となる。

ではいったいどのようにして国際レジームの形成に導くことができるのだろうか。そうしたアプローチのひとつの可能性として、そして国際レジームの考え方に基本的にそって、中国における危険にそくした考え方として、「ソブリン・パートナーシップ」をとりあげてみよう。本稿で「ローズフィールド仮説」とよんでいる考え方である。国際レジームの形成をとおして、中国における危険の軽減をはかるのである。森田憲・ステューブン＝ローズフィールド（1994）にそくして表現すれば、おおむね次のとおりである。

日本をはじめとする西側諸企業の経済的権益を保護し育成していくという目標を効果的に達成するのが、ソブリン・パートナーシップという枠組みである。それは、国際的な経済活動を相互に利益のあるものにする基礎的な前提条件をつくりあげる二国間ないしは多国間の協定である。協定の当事者はそれぞれの政府であり、当該政府はそれぞれの国の企業ならびに当該国の社会を代表して行動することになる。むしろ、それぞれの関係は、完全に主権国間の自由な契約行動であり、それによって個人ならびに社会の厚生を増大させるのである。なぜこうした正式な関係が重要なのかというと、日本等投資本国の諸企業にとって必要な条件が、中国等投資受入国政府の関与のもとに保証されることになるからである。投資本国諸企業は、事実上法の保護の枠外にある「無免許営業主体」になるという危険を避けることができ、投資本国で享受しているのに等しい正当な権利を、投資受入諸国でも獲得することになる。

中国等の実情からすれば、日本等西側諸国から進出する企業の要求する権利を、与えないあるいは

は十分に保護しない、あるいは無視するケースがしばしば見受けられるように思われる。したがって、投資本国政府は進出企業を代表して（投資受入国政府との協定のもとに）相互の主権の尊重をはかる必要がある。

投資本国である日本等諸国政府が協力することによって、中国等諸国のみでは容易に達成できない（法的整備のような市場インフラストラクチャーを形成する）秩序づくりが可能となる。そして個別企業のトラブルは、政府関係諸機関の関与による枠組みのなかに持ち込まれ、解決がはかれることになるのである。また損害をこうむった企業に対して補償を行なう仕組みも組み込まれることとなる。

ソブリン・パートナーシップをつうじて、支配的な政府諸機関が他の諸機関に承認や協力を働きかけたり、損害をこうむった進出企業に対する補償にあたりたりすることとなるが、いうまでもなくそれは利他的な動機にもとづくものではない。期待利益が期待費用を上回るからにはほかならない（しかし、「ソブリン・パートナーシップ」の締結に導く行動それ自体は、「期待利益」や「期待費用」を勘案して行なわれるものとはいえない。むしろ「ミッション」とよばれる行動に近いだろう。この点の分析は別の機会に行なってみることとする）。そうした仕組みの機能をつうじて、直接投資を誘発し、社会全体に利益を与え、発展の契機を与えるものと考えられる。こうした仕組みの成功は、関係する諸国家の多くが、そうしたいわば「共同保険」に参加することによって大きくなっていくものと思われる^{10, 11)}。

10) いうまでもなく、もっぱら個別利益に導かれてそうした「保険」機構が成立し得るのであれば、国際間で成立する枠組みは必要ではない。しかし、通常、本稿で示すような「保険」機能をはたす共通利益は個別利益によっては導き出されない。したがって、そうした「保険」機能をもたらすに至る「行動」がいったい何なのかは重要な検討課題である。（本文で述べたとおり）機会をあらためて検討を試みることにしたい。

11) ソブリン・パートナーシップは、もともとEUあるいはWTOといった多国間での経済統合や協定を念頭において議論されたものである。むろん本稿で述べたとおり、ソブリン・パートナーシップを2国間で成立するものとするのは可能である。その場合、日本と中国との2国間でのレジームの成立が可能かどうかという問題を検討する必要があるだろう。この点につ

それでは、いったいソブリン・パートナーシップはどのように経済的に合理的な仕組みとして理解されるだろうか。本稿では、McKinnon (1991) の分析的枠組みを援用して解釈を試みることにする。図2にしたがって考えてみよう。次のとおりである。

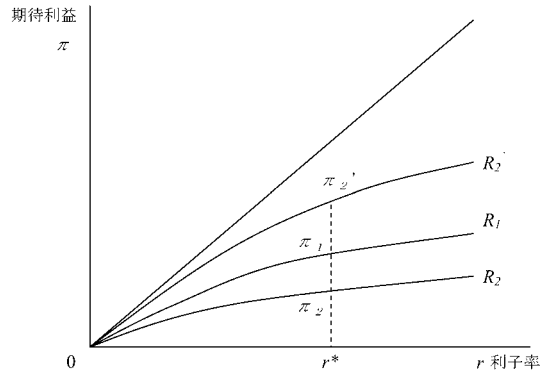


図2

図2は、McKinnon (1991) に負うものである。横軸には資本の価格あるいは利子率をとり、縦軸には資本の期待利益をとる。そして R_1 および R_2 は、本稿でいう「集権制リスク」を含む投資を表現している。それらが45度線の右下方に位置している理由は、Stiglitz and Weiss (1981) の想定にしたがって、不完全な情報のもとでは利子率による選別効果が十分に機能せず、利子率の上昇に伴って逆選抜効果およびインセンティブ効果が働き、より危険な借手およびより危険な債務の比率が増加するものと考えられるからである（高い利子率の金融商品のリスクは大きい、ないしは期待利益は小さいということと同じである）。したがって利子率の上昇に比べて期待利益の上昇は小さいであろう。そして、 R_2 は R_1 よりも危険の大きな投資であることを示している。すなわち R 曲線の勾配が水平に近づけば近づくほど利子率はより高く、期待利益はより低くなり、より危険の大きな投資となることを意味している。

こうした投資あるいは企業進出と期待利益のなかに、政府ないしは政府間協定によって「保険」機能が導入されたとすると、事態はどう変化するだろうか。

いては、たとえば、森田憲・陳雲 (2006) 参照。

保険によって、より危険の大きな融資から発生するかもしれない大きな損失をこうむることなく、大きな利益を獲得することができる（McKinnon (1991)）ことになり、融資（直接投資あるいは企業進出）行動がより積極的になるものと考えられる。図2に示されているように、より危険の大きな投資 R_2 が保険によって危険の軽減がはかられたことにより期待利益が増大し、 R_2' まで左上方にシフトするのである。

いうまでもなく、この「保険」とは、本稿の意味での国際レジームあるいはソブリン・パートナーシップの提供する重要な働き、すなわち諸国家間あるいは諸地域間の経済関係をより安定なそしてより安全な関係にしていく働きにほかならない。そして先に述べたとおり、諸国家間あるいは諸地域間の経済関係がより安定・安全だということは、より「危険が小さい」ことを意味している。それは、反対に、諸国家間あるいは諸地域間の経済関係がより不安定な場合、より「危険が大きい」ことを意味する。そうした「危険」の大小が、直接投資の規模（ならびに本稿にそくしていえば経済的な統合）に影響をおよぼすものと考えられる。

本稿で先にみたとおり（表11）、日本と中国との間には他の国々との関係に比べて比較的強い貿易関係が存在している。しかし、そうした強い貿易関係に見合った直接投資関係が存在しているとはいえないというのが現状である（表12参照）。それは（同じく主観的に大きい小さいかは別として）さまざまな危険に伴う社会的費用を上回る期待利益をつくりだすことができない関係にあるものと考えられる。そのことが、日本の対中国直接投資の（相対化してみた意味での）規模を、必ずしも十分大きな水準に導いていかない重要な要因のひとつと考えられる¹²⁾。

すなわち、ローズフィールド仮説とは、個人と個人あるいは企業と企業等の間で何らかの機能が働くとして、そこに「レジームの欠如」に伴う不利益が発生する可能性がある場合、予め政府間のとり決めによって、発生する可能性のある不利益を排除しておく仕組みをさしている。

12) いうまでもなく、本稿の意味での「保険」の導入は、国際経済関係を強化させる「必要条件」という性質のものである。

結 論

本稿は、中国の長江デルタ地域と日本の中国地方（とりわけ広島県）との経済的連携について、その現状と展望を捉えようとしたものである。得られた結論を要約すれば次のとおりである。

- (1)中国全体および長江デルタ地域（とりわけ上海）経済は、長期間にわたって高い率の経済成長軌道にあるとあってよい。そしてそうした経済成長は、「権威主義開発体制」とよばれるシステムにしたがって実現されているものと考えられる。
- (2)日本の対中国直接投資もまた中国地方の対中国直接投資（とりわけ対長江デルタ地域への投資）もおおむね、貿易関係に見合ったほど活発に行なわれているとはいえない。しかし同時に、「中国進出企業数の比率の増減」と「中国事務所の有無」とは独立とはいえない。本稿で主として焦点をあてる広島県の場合、「中国事務所」は設置されておらず、また貿易関係に見合った投資関係が十分に存在しているとはいえない。したがって、現状から判断するかぎり、対中国（とりわけ対長江デルタ地域）との経済的連携が強いとは認められない。
- (3)そうした現状は、中国における「権威主義開発体制」に大きく関わるものと思われる。したがって、それは対中国直接投資に際して重要な役割をはたす「政治的資源」の必要性を示すものであり、また「集権制リスク」に対処していく（「レジームの欠如」に対処していく）政府の関与の必要性、すなわち、本稿で示した「ソブリン・パートナーシップ」の役割の重要性を示すものと思われる。

森田 憲：広島大学大学院社会科学研究所・教授
陳 雲：復旦大学国際関係與公共事務学院・副教授

参考文献

- Chen, C., Chang, L. and Y. Zhang (1995). "The Role of Foreign Direct Investment in China's post-1978 Economic Development", *World Development*, Vol. 23, No. 4.

- Chen, L. K. and Y. K. Kwan (2000), "What are the determinants of the location of foreign direct investment? The Chinese experience", *Journal of International Economics*, Vol. 51.
- Chen, Yi and S. Demurger (2002), "Foreign Direct Investment and Manufacturing Productivity in China", CEPII Research Project (France).
- 陳雲 (2001), 『中国の経済開発と地域格差に関する実証研究—長江デルタを中心として—』、広島大学博士論文。
- 陳雲 (2004), 「90年代からの上海の重点産業および産業政策の展開」、『季刊中国総研』、第8-4巻第29号。
- Chen, Yun (2006), "The Economic Development and Regional Disparity of the Yangtze River Delta", *Economic Papers* (Warsaw School of Economics, Institute for International Studies, Warsaw, Poland), Vol. 40.
- Chen, Yun (2008), "Political Economy of the Chinese Development Model: The Fact Approving Mechanism of Institutional Change in Chinese Society", *Economic Papers* (Warsaw School of Economics, Institute for International Studies, Warsaw, Poland), Vol. 43.
- Chen, Yun (2009), *Transition and Development in China: Towards Shared Growth*, Aldershot, Ashgate Publishing.
- 陳雲・森田憲 (2005), 「中国の体制移行における開発モデルの変遷と所得格差：中欧の体制移行経路との比較分析」、『広島大学経済論叢』、第29巻第2号 (11月)。
- Chen, Yun and K. Morita (2006), "Development Strategies and Income Disparities in China: Comparisons with Central Europe", *Economic Papers* (Warsaw School of Economics, Institute for International Studies, Warsaw, Poland), Vol. 40.
- 陳雲・森田憲 (2007), 「上海における不動産開発の政治経済学：現状およびマクロ経済へのインパクト」、『広島大学経済論叢』、第31巻第2号 (11月)。
- Chen, Yun and K. Morita (2008), "On the Way Towards East Asian Integration: Comparisons with European Integration", Paper presented at the 49th ISA Annual Meeting, San Francisco, CA, USA, March 26-29.
- 陳雲・森田憲 (2009a), 「中国開発モデルの経済学：「現実追従型」制度変遷のメカニズム」、『広島大学経済論叢』、第32巻第3号 (3月)。
- 陳雲・森田憲 (2009b), 「中国開発モデルの政治学：「成長の共有」の示唆」、『広島大学経済論叢』、第32巻第3号 (3月)。
- 陳雲・森田憲 (2009c), 『中国の体制移行と発展の政治経済学』、東京、多賀出版。
- Chen, Yun and K. Morita (2009), *Political Economy of Development in China: Comparisons with Japan*, New Jersey, World Scientific Publishing.
- Coase, R.H. (1960), "The problem of social cost", *Journal of Law and Economics*, Vol. 3.
- Huntington, S. (1968), *The Political Order in Changing Society*, New Haven, Yale University Press.
- 稲垣清+21世紀中国総研 (2004), 『中国進出企業地図』、東京、蒼蒼社。
- ジェトロ, 『世界と日本の海外直接投資』、東京、ジェトロ、各年版 (2001年まで)。
- ジェトロ, 『貿易投資白書』、東京、ジェトロ、各年版 (2002年以降)。
- Keohane, R. O. (1984), *After Hegemony*, Princeton University Press.
- 小宮隆太郎 (1972), 「直接投資の理論」、澄田智・小宮隆太郎・渡辺康 (編), 『多国籍企業の実態』、東京、日本経済新聞社。
- Krasner, S. D. (ed) (1983a), *International Regimes*, Ithaca, Cornell University Press.
- Krasner, S. D. (1983b), "Structural cause and regime consequences: regimes as intervening variables", Krasner, S. D. (ed), *International Regimes*, Ithaca, Cornell University Press.
- Maslow, A. (1954), *Motivation and Personality*, New York, Harper & Row.
- McKinnon, R. I. (1991), *The Order of Economic Liberalization*, Baltimore, The Johns Hopkins University Press.
- Morita, K. (1993), "Economic Relations of Japan with East European Countries: International Regime Approach", Paper presented at the 34th ISA Annual Meeting, Acapulco, Mexico, March 23-27.
- Morita, K. (1998), "On Determinants of Japan's Foreign Direct Investment in East Europe: The Case of Poland", *Journal of East-West Business*, Vol. 4.
- Morita, K. (2004), *Economic Reforms and Capital Markets in Central Europe*, Aldershot, Ashgate Publishing.
- 森田憲・スティーブン＝ローズフィールド (1994), 「ポスト共産主義ロシアの経済発展：ガーシェンクロン仮説の再検討」、『広島大学経済論叢』、第18巻第3号 (11月)。
- Morita, K. and Yun Chen (2005), "Japanese Economic Relations with Central Europe and China: Transition and Inward FDI", Paper presented at the VII World Congress of ICCEES, Berlin, Germany, July 25-30.
- Morita, K. and Yun Chen (2006), "EU Enlargement and Possible Ways toward East Asian Integration", Paper presented at the 47th ISA Annual Meeting, San Diego, CA, USA, March 22-25.
- 森田憲・陳雲 (2006), 「日本の対体制移行国直接投資：規模および傾向」、『広島大学経済論叢』、第30巻第2号 (11月)。
- Morita, K. and Yun Chen (2007), "Comparative Perspective on European and Asian Integration", Paper presented at the 59th AAS Annual Meeting, Boston, MA, USA, March 21-25.
- Morita, K. and Yun Chen (2008), "A Sociological Study of Transition: China and Central Europe",

- Economic Papers* (Warsaw School of Economics, Institute for International Studies, Warsaw, Poland), Vol. 43.
- 森田憲・陳雲 (2008)、「地域統合と経路依存：アジアの統合をめぐる」、『広島大学経済論叢』、第32巻第1号 (7月)。
- 森田憲・陳雲 (2009)、『中国の経済改革と資本市場』、東京、多賀出版。
- Morita, K. and Yun Chen (2009a), "A Comparative Analysis of Japanese Foreign Direct Investment in Central Europe and China", Pickles, J. (ed), *Globalization and Regionalization in Post-Socialist Economies*, New York, Palgrave Macmillan.
- Morita, K. and Yun Chen (2009b), *Transition, Regional Development and Globalization: China and Central Europe*, New Jersey, World Scientific Publishing.
- Morita, K. and Yun Chen (2009c), *Emerging Capital Market and Transition in Contemporary China*, New Jersey, World Scientific Publishing.
- 21世紀中国総研 (編) (2007)、『中国進出企業一覧』(上場企業編) [2007-2008年版]、東京、蒼蒼社。
- 21世紀中国総研 (編) (2007)、『中国進出企業一覧』(非上場企業編) [2007-2008年版]、東京、蒼蒼社。
- Penrose, E. T. (1956), "Foreign investment and the growth of the firm", *Economic Journal*, Vol. 66 (June).
- Pickles, J. (ed) (2008), *Globalization and Regionalization in Post-Socialist Economies*, New York, Palgrave Macmillan.
- Stein, A. A. (1983), "Coordination and collaboration: Regimes in an anarchic world", Krasner, S. D. (ed), *International Regimes*, Ithaca, Cornell University Press.
- Stiglitz, J. E. and A. Weiss (1981), "Credit rationing in markets with imperfect information", *The American Economic Review*, Vol. 71.
- Tseng, W. and H. Zebregs (2002), "Foreign Direct Investment in China: Some Lessons for Other Countries", IMF Policy Discussion Paper, Washington DC, International Monetary Fund.

* 本稿は、地域経済研究推進協議会2007年度研究助成事業の成果の一部である。同協議会に対し厚くお礼を申し上げたい。なお、同研究調査を行なうにあたって、小宮隆太郎氏 (東京大学名誉教授)、スティーブン・ローズフィールド氏 (ノースカロライナ大学チャペルヒル校教授) から有益な示唆・助言等をいただいた。衷情より、厚くお礼を申し上げたい。また、本稿に対して貴重なコメントを寄せられた2名の匿名のレフェリーに、この場をお借りして厚くお礼を申し上げたい。そして、お名前をあげることは差し控えるが、地方自治体の在上海中国事務所の方々ならびに日本の地方自治体の方々から有益なご教示をいただいた。この場をお借りして感謝を申し上げたい。なお、いうまでもなく、本稿に含まれているであろう誤謬はすべて筆者たちのみが負うべきである。